

EU 法

(2016年6月14日)

EU は域内における (ア) (イ) (ウ) (エ) の移動の自由を保障している。そのため、中南米よりドイツに輸入されたバナナは、ドイツからフランスへ (オ) されなければならない。フランス産バナナに比べ、中南米産バナナは安く、品質も良いため、フランス産バナナを保護しなければ、フランスのバナナ生産者は困窮することが考えられた。そのため、EU の主たる立法機関である (カ) は、第 2 次法を制定し、中南米産バナナに高い関税をかけ、なおかつ、輸入量を制限することにした。第 2 次法には (キ) や (ク) があるが、この第 2 次法は加盟国内で直接的に適用される (キ) である。

この第 2 次法は 1993 年 2 月に制定され、同年 7 月より適用されている。バナナの輸入について加盟国は激しく対立していたため、制定は困難と考えられたが、(ケ) までに域内市場を完成させるという単一欧州議定書が定める目標に促され、第 2 次法は制定されるに至った。なお、当時の EU 加盟国数は (コ) である。主たる立法機関である (カ) には各国より (サ) が出席するが、その持票数は同じではなく、各国の (シ) を基準にして決定されている。(カ) は多数決で決定するため、すべての加盟国が賛成する必要はない。当時は各加盟国が半年ごとに議長国を務め、会議は議長国で開かれていたが、現在は (ス) で開かれている。

この第 2 次法は、すべての輸入業者に適用される。そのため、関税の支払いに異議を唱える者がこの第 2 次法の適法性を争い、EU 裁判所に提訴することは許されない。なお、この第 2 次法に従い、実際に関税を徴収するのは (セ) である。そのため、輸入業者はこの措置の適法性を (ソ) に提訴することができる。このとき、受訴裁判所は自ら EU 第 2 次法の適法性について判断してはならず (タ) 。

ところで、一部の EU 加盟国 (例えば、フランスやベルギー) は、かつてアフリカに植民地を持っており、それらの旧植民地国の発展を支援するため、EU は条約を締結している。最初に締結されたのは Jaunde 協定 (1963 年 7 月) であるが、当時、EU はまだ存続せず、その前身である (チ) が 18 のアフリカ諸国 (マダカスカルを含む) の間で締結された。この協定は、1973 年、海外に多数の植民地・領土を持つ (ツ) が加盟したのに伴い失効し、新たに Lomé 協定 (1975 年 2 月) が締結された。この協定は 4 回にわたり改訂されたが、(テ) 年に東西冷戦が終結した後は「南北関係」についても新たな秩序形成が必要とされ、Cotonou 協定 (2000 年 6 月) が締結された。

上掲の一連の協定に基づき、アフリカ諸国から EU 内に輸入されるバナナ (の大部分) には関税はかけられず、また、輸入量も制限されていない。つまり、アフリカ産バナナは中南米産バナナより優遇されているが、これは、WTO 諸協定・GATT の原則である (ト) に反する。